

令和8年度 遠賀町利用者負担額（保育料）基準額表

令和8年4月から、多子世帯における経済的な負担の軽減を図るため、きょうだい児のカウント対象をこれまでの18歳から22歳（22歳に到達後の最初に迎える3月31日が到来していない者）まで拡大して、第2子、第3子以降の軽減措置の対象をさらに拡大します。

			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
階層	定 義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	-	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税 非課税世帯	1子目	0	0	0	0	0	0
		2子目	0	0	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第2特	市町村民税 非課税世帯 （ひとり親等世帯）	-	0	0	0	0	0	0
第3	市町村民税 均等割のみ課税世帯	1子目	12,600	12,300	0	0	0	0
		2子目	6,300	6,150	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第3特	市町村民税均等 割のみ課税世帯 （ひとり親等世帯）	-	-	-	-	-	-	-
		1子目	7,000	6,850	0	0	0	0
		2子目	0	0	0	0	0	0
第4	市町村民税所得割額 48,600円未満世帯	1子目	15,300	15,000	0	0	0	0
		2子目	7,650	7,500	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第4特	市町村民税所得割額 48,600円未満世帯 （ひとり親等世帯）	-	-	-	-	-	-	-
		1子目	7,750	7,600	0	0	0	0
		2子目	0	0	0	0	0	0
第5特	市町村民税所得割額 48,600円～ 77,100円未満世帯 （ひとり親等世帯）	-	-	-	-	-	-	-
		1子目	9,000	9,000	0	0	0	0
		2子目	0	0	0	0	0	0
第5	市町村民税所得割額 48,600円～ 81,000円未満世帯 （市町村民税所得割額） （77,100円～81,000円未満） （ひとり親等世帯）	1子目	18,500	18,100	0	0	0	0
		2子目	9,250	9,050	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第6	市町村民税所得割額 81,000円～ 97,000円未満世帯	1子目	25,600	25,100	0	0	0	0
		2子目	12,800	12,550	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第7	市町村民税所得割額 97,000円～ 133,000円未満世帯	1子目	29,900	29,300	0	0	0	0
		2子目	14,950	14,650	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第8	市町村民税所得割額 133,000円～ 169,000円未満世帯	1子目	36,300	35,600	0	0	0	0
		2子目	18,150	17,800	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第9	市町村民税所得割額 169,000円～ 235,000円未満世帯	1子目	43,500	42,600	0	0	0	0
		2子目	21,750	21,300	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第10	市町村民税所得割額 235,000円～ 301,000円未満世帯	1子目	56,700	55,600	0	0	0	0
		2子目	28,350	27,800	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第11	市町村民税所得割額 301,000円～ 349,000円未満世帯	1子目	65,800	64,500	0	0	0	0
		2子目	32,900	32,250	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第12	市町村民税所得割額 349,000円～ 397,000円未満世帯	1子目	74,600	73,100	0	0	0	0
		2子目	37,300	36,550	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0
第13	市町村民税所得割額 397,000円以上世帯	1子目	80,100	78,500	0	0	0	0
		2子目	40,050	39,250	0	0	0	0
		3子目	0	0	0	0	0	0

※ 「市町村民税所得割額」とは、住宅借入金等特別控除、寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除（調整控除を除く）を計算に含まないものとします。

＜多子軽減の算定について（非ひとり親等世帯）＞

- ①市町村民税所得割額57,700円未満世帯（第3階層～第5階層の一部）……子の順位判定において年齢制限なし
②市町村民税所得割額57,700円以上世帯（第5階層の一部～第13階層）……同一世帯の22歳（22歳に到達後の最初に迎える3月31日が到来していない者）以下の子の内、年齢が高い者から順に第1子目、第2子目……と数える）

＜多子軽減の算定について（ひとり親等世帯（母子又は父子、障がい者のいる世帯））＞

- ①市町村民税所得割額77,100円未満世帯（第3特階層～第5特階層）……子の順位判定において年齢制限なし・第2子目以降は無料
②市町村民税所得割額77,100円以上世帯（第5階層～第13階層）……同一世帯の22歳（22歳に到達後の最初に迎える3月31日が到来していない者）以下の子の内、年齢が高い者から順に第1子目、第2子目……と数える）

※ 住所が別で生計を一にしている子がいる場合は、お申し出ください。